第2次大府市教育振興基本計画[2017~2020]

~きらきら輝く子どもの笑顔のために~



平成29年(2017年) 3月大府市・大府市教育委員会

目 次

第1章	計画の策定にあたって	
	†画策定の趣旨	
	†画の位置付け	
3 🚡	†画期間······	2
第2章	, will 1 - 5,715 to - 12 - 7,515 to 13,715,7115,7	
	基本理念⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
2 基	基本理念を実現するための施策の方向性	· 4
第3章		
	≧体の構成⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
	市を大切にする豊かな心の育成⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ ⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
	命の大切さを実感させる教育の推進	
	道徳教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	人権教育の推進	
	いじめ・不登校・虐待への対応	
	福祉教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	固に応じた教育の推進	
	確かな学力の育成	
(2)	ICT教育の推進	
(3)	個を大切にした教育の充実	
(4)	キャリア教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5)	経済的困窮児童生徒への支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(6)	特別支援教育・教育支援の充実	
	多文化共生社会の実現に向けた教育の推進	
	建康・体力づくりの推進⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	
	健康づくり教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	体力づくりの推進	
	食育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4 社	t会に貢献しようとする態度の育成	··17
(1)	郷土を愛する心の育成	
(2)		
(3)	防災・安全教育の推進	
	環境教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5 均	カ保児小中連携教育(きらきら教育)の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(1)	幼稚園・保育園・児童(老人福祉)センター・小中学校の連携充実	19
(2)	保護者や地域との協働・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

6	教	≬育環境の充実⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯ 2	0
((1)	特色ある学校づくり2	0
((2)	安心・安全な学校づくり2	0
((3)	教育施設・環境の整備2	1
((4)	教職員の資質の向上2	1
((5)	教職員の多忙化解消支援2	2
第4	•	計画の進行管理	
1	Ē	†画 の 推進にあたって2	
((1)	進捗状況の把握2	-
((2)	目標値の考え方2	3
((3)	計画の見直し2	3
2	成	は果指標の設定⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯2	4
〇資	2	料26~3	36



第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

これまで本市では、第5次総合計画に示した都市像「みんな輝き 幸せ感じる 健康都市」の実現に向けた様々な取組を展開しており、教育の分野では、平成24年に「心身ともに健康で知恵と愛をもつ児童生徒の育成」を基本理念とする「大府市教育振興基本計画」を策定して学校教育を推進してきました。

21世紀は、新しい知識・情報・技術が、政治・経済・文化をはじめ、社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す「知識基盤社会」の時代と言われています。このような時代においては、社会生活を営むための知識と共に、一人一人が個性を発揮し、困難な場面や新たな課題に出会っても、それを解決し乗り越え未来を切り開いていく力が求められています。そのために必要となるのは、感動する心や他人を思いやる心などの「豊かな人間性」、より良く問題を解決する資質や能力などの「確かな学力」、たくましく生きるための「健康・体力」からなる「生きる力」です。このような力をバランスよく育むために、教育の果たす役割は一層重要になってきています。これを中で、第1期計画が正成28年度まに終了することから、正成29年度を初年度とする第2

こうした中で、第1期計画が平成28年度末に終了することから、平成29年度を初年度とする第2次大府市教育振興基本計画を策定しました。本計画は、基本的な考え方や方向性については第1期計画を踏襲しつつ、時代の経過や施策の拡充等を反映させたものです。

平成26年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、平成27年4月1日から新しい教育委員会制度がスタートしました。この法改正の趣旨は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化を図るというもので、教育の基本理念や施策の方向性を教育大綱として、市長と教育委員会で構成する「総合教育会議」において協議・調整をして市長が策定するものとされています。本市においても、総合教育会議を開催し、大綱の策定に向けて検討を重ね、その結果を本計画中に「教育大綱」として位置付けました。

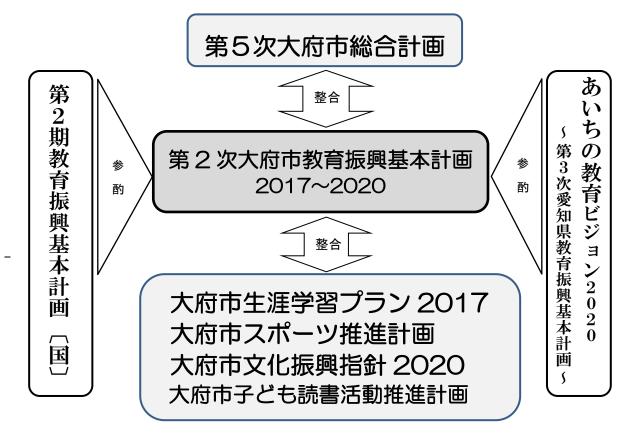
また、本市では幼稚園・保育園・児童(老人福祉)センター・小中学校が連携して教育を進める「幼保児小中連携教育」を平成18年から継続しており、これを「きらきら教育」と呼んでいます。そこで、これまでの積み上げを活かしながら、さらに充実した実践が展開されることに期待を込めて副題を「きらきら輝く子どもの笑顔のために」としました。



2 計画の位置付け

本計画は、「第5次大府市総合計画」を上位計画とし、教育基本法第17条第2項の規定による「教育振興基本計画」として位置付けるとともに、本計画の第2章「大府市の教育が目指す方向」を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」として位置付けます。

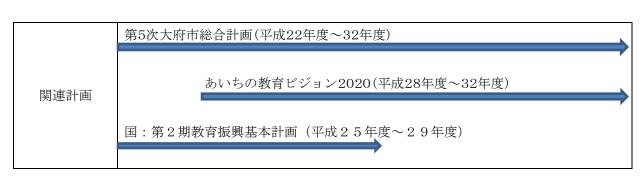
なお、本市の教育を支えるその他の計画として「大府市生涯学習プラン2017」「大府市スポーツ推進計画」「大府市文化振興指針2020」「大府市子ども読書活動推進計画」があり、各計画との連携を図りながら、総合的かつ一体的に教育振興を推進していきます。



3 計画期間

本計画は、平成29年度(2017年度)から第5次大府市総合計画の終期である平成32年度(2020年度)までの4年間とします。

<i>i</i>	度	2015 2016 2017		2015 2016		2018	2019	2020
年		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	
本計画		第2次大府市	教育振興基本記	十画(平成29年	度~32年度)			



第2章 大府市の教育が目指す方向〔教育大綱〕

1 基本理念

学校教育では、子どもたちが共に学び、楽しく学校生活を送ることを通して、夢や希望をもち、 生涯にわたりその実現に向けて努力する態度や能力の基礎を育むことが大切です。

近年、情報化や国際化、少子高齢化や一人親家庭の増加、また、経済低迷に伴う厳しい労働雇用の状況など、子どもたちを取り巻く社会情勢の変化につれて、保護者の価値観やライフスタイルが変化し、地域の人と人のつながりも希薄化しています。こうした変化を反映して、学力や生活習慣等に様々な課題が生まれています。

こうした背景から、本市では子どもたちが自ら学び、自ら考える力を育むことを基本として、知・徳・体のバランスのとれた教育を展開し、「確かな学力、豊かな心、健やかな体」(=「生きる力」)を育むことを目指して学校教育を進めてきました。今後はさらに、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「どのように学ぶか」という学びの質や深まりを重視することが必要であり、また学びの成果として「どのような力が身に付いたか」という視点の評価も重要になってきます。

本市は第1次総合計画から「健康都市」の実現をまちづくりの基本的な理念に掲げており、昭和62年3月には「健康づくり都市」宣言を行いました。これを受け、学校教育においても一貫して健康づくり教育に力を注いできましたが、子どもたちの健康課題が深刻化、多様化している現在の状況にあって、改めて心身ともに健康で活力ある子どもを育成することが重要であると認識しています。自らの学習を通して心身の健康の大切さに気付き、環境や生活行動を主体的に改善し、自立的な健康づくりができるようにすることは、生涯にわたる健康の実現につながるものです。

本市の学校教育は「心身ともに健康で知恵と愛をもつ児童生徒の育成」を基本理念に掲げて展開してきましたが、これまで述べてきた時代の要請を踏まえたとき、改めて本市の基本理念を継続・発展させていくことの重要性に気付きます。そこで、本計画における基本理念とめざす子どもの姿を次のとおりとします。

≪基本理念≫ 心身ともに健康で知恵と愛をもつ児童生徒の育成

くめざす子どもの姿>

〇4つの柱

- ・命を大切にし、思いやりのある言葉遣いや行動のできる子ども【徳育】
- ・自分や他人の良さを認め、夢や希望をもち自ら学ぶ子ども【知育】
- ・健康の大切さを知り、より良い生活習慣を身につける子ども【体育】
- ・社会のルールやマナーを身に付け、地域と共に心豊かに生きる子ども【協働】

〇2つの土台

- ・幼保児小中連携教育(きらきら教育)の推進
- 教育環境の充実

2 基本理念を実現するための施策の方向性

(1) 命を大切にする豊かな心の育成に努めます

家庭、地域の教育機能の低下、社会体験や自然体験の不足など子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、規範意識の低下、基本的な生活習慣、人間関係を築く力の不足や集団生活を通した社会性の育成が不十分であるなど、心に関わる課題も指摘されています。さらに、自分に自信がもてず、学習や将来の生活に対して無気力になったり不安を感じたりするなどの問題も指摘されています。こうした中、子どもたちの心のSOSを見逃さない指導体制と合わせ、自他の命を大切にする「いのちの教育」を意図的・計画的に進めることが大切です。

そのために、一人一人が互いに違いを認め、尊重し合い、それぞれの良さや可能性を発揮して 自己実現を図りながら、教師と共に信頼し合い、共感し合って温かい人間関係を作る教育活動を 展開します。

施策

- ①命の大切さを実感させる教育の推進
- ②道徳教育の推進
- ③人権教育の推進
- ④いじめ・不登校・虐待への対応
- ⑤福祉教育の推進

(2) 個に応じたきめ細かな教育を充実し、一人一人の個性や可能性を伸ばします

「何を知っているか・何ができるか」という学力観に加え「知っていること・できることをどう使うか」が大切であり、その力を活かして、どのように社会や世界と関わり、より良い人生を送るかが問われる時代です。ICT機器を有効活用した協働学習(※1)を進め、教育大綱で示した「めざす子どもの姿」を具現化するため、一人一人の個性や能力に応じたきめ細かな教育の充実に取り組みます。

また、経済的困窮を理由に学ぶ機会が制限されることのないよう支援したり、特別支援教育や 外国人児童生徒への支援をきめ細かく行ったりするなど、個人の置かれている状況や特性に応じ たきめ細かい教育を推進します。

施策

- ①確かな学力の育成
- ② I C T 教育(※2)の推進
- ③個を大切にした教育の充実
- 4キャリア教育の推進
- ⑤経済的困窮児童生徒への支援の充実
- ⑥特別支援教育・教育支援の充実
- (7)多文化共生社会の実現に向けた教育の推進

(3) 健やかな体を育む教育を充実し、たくましく生きる力を育てます

健康課題が深刻化、多様化しており、心身ともに健康で活力ある子どもを育成することが一層重要になっています。学習を通して健康の大切さに気付き、環境や生活行動を主体的に改善し、自立的な健康づくり・体力づくりができるようにすることは「健康都市おおぶ」の担い手を育てる意味からも重要です。

また、社会の変化を背景に子どもたちの食生活のあり方も大きく変化してきています。健康教育の一環として、「大府市小中学校食育推進の指針」を活かした食に関する指導を計画的・継続的に進め、教育委員会・学校・家庭が連携して望ましい食習慣や実践力を養います。

施策

- ①健康づくり教育の推進
- ②体力づくりの推進
- ③食育の推進

(4) 郷土を愛し、社会に進んで貢献しようとする態度を育てます

小中学生は、将来の大府市を担うことが期待される「小さな市民」と言えます。そんな子どもたちに郷土を愛し、郷土の発展に関わろうとする態度を育成するためには、地域の歴史や課題を正しく理解するとともに、多様な集団や組織と関わり、心の結びつきや信頼感の中で主体的な学びを進め、協働する活動を積極的に取り入れることが求められます。

また、防災・安全・環境などの身近な課題についても、知識を得るだけでなく、得た知識を 日常の生活に積極的に生かそうとする主体的な態度が求められます。

身近な地域社会の課題に対して関心をもち、その解決のために積極的に行動しようという意欲を育み、自らが社会づくりの主体であるという自覚と行動力の育成に努めます。

施策

- ①郷土を愛する心の育成
- ②青少年健全育成の推進
- ③防災・安全教育の推進
- ④環境教育の推進

※1 協働学習

学習者が相互に協力しながら、共通の目標や課題の達成を目指す学習。

※2 ICT教育

Information and Communication Technology の略。学校教育の場に情報通信技術(ICT)を活用すること。 具体的には、電子黒板やノートパソコン、タブレット型端末などを用いた教育を指すことが多い。

(5) 幼保児小中連携教育(きらきら教育)を進めます

子どもたちが心身ともに健やかに育つことは社会全体の願いです。教育の目的は子どもたちの育ちや学びを促し、その成長を支援することです。そのために、幼児教育、小学校教育、中学校教育に関わる者はもちろん、家庭や地域社会の大人たちも互いに協力・連携し合うことが必須です。本市では平成18年に幼保児小中連絡会議が組織されました。そして平成24年には「大府市幼保児小中連携教育の指針」(きらきら)がまとめられました。ここでは、大府市の子どもに身に付けてほしい力を10項目の「きらきら10(テン)」としてまとめ、基本的生活や生きる力を段階的に身に付けさせるための計画を系統表にまとめました。本市では、こうした連携教育の取組を「きらきら教育」と呼んでいます。

きらきら教育は本市の教育の大きな特色であり、着実に成果を収めています。しかし、スタートから10年が経過し、取組方法についての課題も明らかになりつつあります。そこで、幼保児小中の連携のあり方や、家庭・地域への働きかけなど、一層の成果が期待できる取組を点検し改善します。

施策

- ①幼稚園・保育園・児童(老人福祉)センター・小中学校の連携 の充実
- ②保護者や地域との協働

(6) 豊かな学びを支える教育環境を充実します

活力があり、信頼される学校教育を進めるためには、校長のリーダーシップのもと、保護者や地域住民の意見や要望を反映させ、それぞれの地域の特色を活かした創意工夫ある学校づくりを進めることが重要です。子どもたちが安全で快適な環境のもとで学習を進めることができるために、施設・設備を計画的に整備していくことが求められます。また、学校教育の充実は、その直接の担い手である教職員の資質能力に負うところが極めて大きく、これからの教職員には、社会や経済が目まぐるしく変動するなか、多くの課題に的確に対応する力が今以上に求められています。

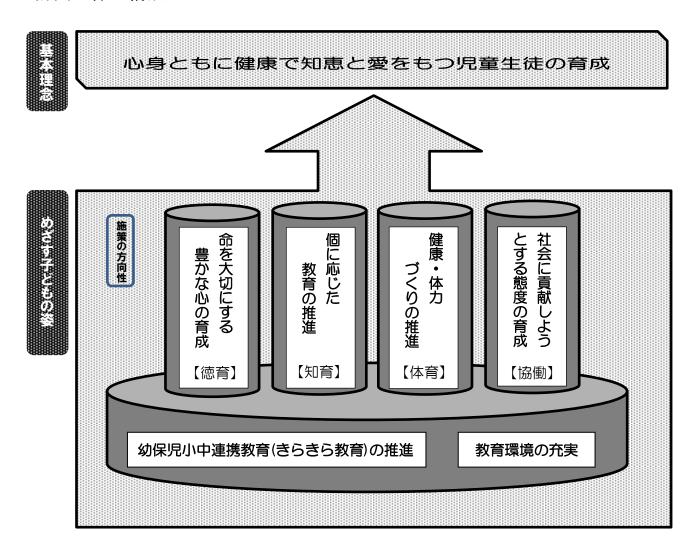
国が目指す「次世代の学校・地域」の考え方である「教育課程を介して地域社会とつながる 学校」となるよう、学校運営において地域との連携や協働の推進を進めながら、豊かな学びを 支える教育環境を充実します。

施策

- ①特色ある学校づくり
- ②安心・安全な学校づくり
- ③教育施設・環境の整備
- ④教職員の資質向上
- ⑤教職員の多忙化解消支援

第3章 施策の展開

●計画全体の構成



施策の 方向性	施策	具体的な事業 (*は市長部局事業)
命を大	(1)命の大切さを実感させる 教育の推進	・セルフディフェンス講座 ・中学生への心肺蘇生法実技指導支援 * ・ 0 歳児を持つ親の交流会への中学生参加 *
切り	(2)道徳教育の推進	・豊かな心を育てる活動推進事業 ・読書活動推進 ・体験活動を活かした道徳教育の実践 ・道徳の教科化に向けた対応
にする豊かな	(3)人権教育の推進	・発達段階に応じた人権教育の実践 ・人権教室 * ・男女共同参画の推進 * ・一日人権擁護委員委嘱 * ・発達段階に応じた性教育の実践 ・人権週間啓発活動 *
心の育成	(4)いじめ・不登校・虐待への対応	・大府市いじめ防止基本方針作成 ・適応指導推進会議の充実 ・心の教室相談員配置 ・大府市不登校事例研究会活動 ・適応指導教室(レインボーハウス)との連携 ・適応指導教室へのスクールカウンセラー配置・拡充
[徳育]	(5)福祉教育の推進	・要保護児童対策地域協議会 * ・児童虐待防止シンポジウム * ・福祉実践教育プログラムの作成と実践 ・福祉実践教室 ・社会福祉協議会との連携、協働

	(1)確かな学力の育成	・全国標準学力検査及び全国学力学習状況調査の分析と対応
個に心	(2)ICT教育の推進	・ICT教育環境の整備 ・ICT機器を活用した協働学習の展開 ・情報モラル教育の推進
心じ	(3)個を大切にした教育の充実	・少人数指導 ・スクールライフサポーター等の支援員の配置
た教育の	(4)キャリア教育の推進	・発達段階に応じたキャリア教育 ・中学校職場体験活動事業 ・進路指導事業 ・2分の1成人式
の推進	(5)経済的困窮児童生徒への支援 の充実	・就学援助費の支給拡充・奨学金の支給・学習支援*
	(6)特別支援教育・教育支援の充実	・教育支援体制の充実 ・個別の教育支援計画「すくすく」の活用 ・特別支援教育展(わくわく展)の開催 ・特別支援学級補助員の配置 ・通常学級特別支援員の配置
知育】	(7)多文化共生社会の実現に向けた 教育の推進	・中学生海外派遣事業・小学生都市間交流事業・外国語指導助手(ALT)の配置・国際理解教育の推進・日本語指導員の派遣・外国人児童生徒のための翻訳文書作成・外国人児童生徒の就学への支援*・日本語教室*
健康	(1)健康づくり教育の推進	・健康賞の授与 ・フッ化物洗口 ・良い歯の子表彰 ・健康づくりチャレンジの実施 * ・学校保健会との連携
・ 体力づ	(2)体力づくりの推進	・体力・運動能力調査の実施・分析・対応 ・部活動指導事業 ・小学校陸上競技大会 ・中学校部活動への指導者派遣 ・大府市スポーツ推進計画の実践 *
進 【体育】 ² づくり	(3)食育の推進	・自校調理方式による給食提供 ・学校給食懇談会開催 ・大府市小中学校食育推進の指針実践 ・給食教室開催 ・計画的な給食室増改築 ・給食調理員研修 ・食物アレルギー対応給食調理員の配置 ・こども料理コンクール「ビストロおぶちゃん」の実施*
社会に貢献し	(1)郷土を愛する心の育成	・小中学生ボランティアの地域行事参加 ・世代間交流事業の推進(寿大学等)*・こどものまちの開催*・総合的な学習における外部講師の活用・主権者教育の推進
る態度の	(2)青少年健全育成の推進	・放課後児童健全育成事業 * ・生徒指導推進事業 ・青少年健全育成 * ・大府市青少年問題協議会及び各専門部会との連携 ・「くちなし便り」による家庭教育支援
の育成【協	(3)防災・安全教育の推進	・交通安全教室*・交通安全子供自転車大会参加* ・防災講演会* ・地域防災スクール事業(ぼうさいスクール、ぼうさい体験ラリー)* ・地域総ぐるみ防災訓練への中学生参加
働	(4)環境教育の推進	・環境学習出前講座 * ・地域清掃活動参加 ・児童農業体験活動 * ・小中学校野外活動 ・FBC活動【東山小・共和西小・石ヶ瀬小】
幼保児小	(1)幼稚園・保育園・児童(老人福祉) センター・小中学校の連携 の充実	・幼保児小中連絡会議 ・中学校区幼保児小中連携委員会 ・市内一斉あいさつ運動 ・園児、児童・生徒の交流活動促進 ・授業参観等を通した教職員の交流促進 ・あいさつ運動の励行 * ・「幼保児小中連携教育の指針」(きらきら)の見直し
の中進携	(2)保護者や地域との協働	・義務教育推進協議会による検討 ・きらきらチャレンジ推進 ・きらきら教育の啓発 ・PTA活動との連携 ・地域ネットワーク会議 ・家庭教育講座 *
	(1)特色ある学校づくり	・学校評価の活用 ・学校評議員制度の実施 ・ホームページや学校だよりによる教育活動の発信 ・研究指定推進事業
教育環境	(2)安心・安全な学校づくり	・学校危機管理マニュアルの見直し ・学校メルマガによる情報提供 ・学校防災体制の整備 ・災害対策支部総点検 * ・校区安全マップの作成 ・交通指導員の配置 * ・地震・風水害など災害に対する避難訓練 ・養護教諭補助員の配置
	(3)教育施設・環境の整備	・計画的な学校施設整備 ・緑の基本計画の推進*
の 充 実	(4)教職員の資質向上	・今日的課題に対する教員研修の充実 ・現職教育事業 ・教育研究発表会 ・大府市教職員研修事業 ・アクティブラーニングの考えを取り入れた授業改善
	(5)教職員の多忙化解消支援	・教職員安全衛生委員会の開催 ・学校産業医による巡回指導 ・教職員メンタルヘルス相談 ・教職員ストレスチェック ・地域ボランティアやNPOなどによる学校支援

1 命を大切にする豊かな心の育成

(1) 命の大切さを実感させる教育の推進

少子化、都市化、情報化等の社会の急激な変化は、子どもたちに様々な影響を与えています。 例えば、核家族化の進行によって、命に関わる大事な場面に触れる機会が少なくなっており、 多くの子どもたちにとって、生や死のもつ意味について考える機会や、人の命の有限さや、か けがえのなさを理解する機会が減り、命を実感としてとらえる場が失われてきています。

また、都市化に伴う連帯感の希薄化や地域の教育力の低下、子どもたちの遊びの形態の変化 等を背景に、子どもたちの倫理観や社会性が不足していることも指摘されています。人とのふ れあいは摩擦やわずらわしさの原因になると感じ、人とうまく関わることができない子どもた ちが増えてきているとも言われます。

こうした実態を踏まえ、子どもたちに自他の命を大切にすることは、時代を超えても変わら ないものであることをより深く理解させるとともに、命を尊ぶことのできる豊かな人間性を育 むために、「命の大切さ」を実感させる教育を推進します。

【具体的な事業】

- セルフディフェンス講座
- 中学生への心肺蘇生法実技指導支援 *
- 〇歳児を持つ親の交流会への中学生参加 *

(2) 道徳教育の推進

平成27年、学校教育法施行規則の一部を改正する省令が公布、学習指導要領の一部改正が告 示され、「道徳」は「特別の教科である道徳」と改められ、小学校は平成30年度、中学校は31 年度から検定教科書を使った道徳の教科化がスタートします。そのため、これまでの道徳教育 の質的転換を図りつつ、一層の充実を果たしていかなければなりません。

平成28年度に実施した全国学力・学習状況調査(以下「全国調査」という)の結果によると、 「自分には良いところがあると思うか」という問いに、「あてはまる」と「どちらかといえば あてはまる」を合わせた割合は、全国平均が小学6年生76.3%、中学3年生69.3%に対して、 本市は小学生が75.6%、中学生が73.4%でしたから、自己肯定感は小学生は全国平均とほぼ 同程度、中学生は全国平均を上回っているという結果が得られました。また、「学校のきまり を守っているか」の問いに対して肯定的に回答した割合は、全国平均が小学生91.5%、中学 生94.7%に対して、本市は小学生93.0%、中学生96.4%でしたから、規範意識はほぼ全国水 準という結果でした。〈P28 資料 2〉

こうした実態調査の結果を活用して、大府市の子どもの優れている点や強化したい点を明ら かにしながら、計画的・系統的な道徳教育を推進します。

【具体的な事業】

- ・豊かな心を育てる活動推進事業
- 読書活動推進
- 体験活動を活かした道徳教育の実践道徳の教科化に向けた対応

(3) 人権教育の推進

一人一人が互いに違いを認め、尊重し合い、温かい人間関係を形成するためには人権尊重の 精神を培い、差別や偏見のない地域社会づくりを進めていかなければなりません。そしてその 基礎をつくるために学校教育が果たす役割は重要です。

しかし、現実には人権に関する問題は多岐にわたっており、障がい児(者)、女性、外国人、高齢者などに加え、近年では性的指向を理由とする差別など、人権をめぐる課題の背景や経緯は様々です。さらに子どもたちの間の、いじめやインターネットを使った個人への中傷など、人権侵害となる報道もしばしば見受けられることから、学校では、日々の教育活動全体を通して人権教育を実践するとともに、人権について考える大切な機会として、毎年12月の人権週間に合わせて様々な取組を行っています。今後はさらに一層、教職員の人権意識も高めながら、人権尊重の精神を育てる教育を推進します。

【具体的な事業】

- ・発達段階に応じた人権教育の実践 ・人権教室 *
- 男女共同参画の推進 * ・一日人権擁護委員委嘱 *
- 発達段階に応じた性教育の実践 ・ 人権週間啓発活動 *

(4) いじめ・不登校・虐待への対応

全国調査で「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思うか」の問いに「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」を合わせた割合は、全国平均の小学6年生96.6%、中学3年生93.6%に対して、本市は小学生96.5%、中学生91.5%でした。〈P28 資料 2〉

こうした実態をふまえ、従来行ってきた取組に加え、きらきら教育の一層の充実を図り、子 どもたちが明るく楽しい気持ちで学校に足が向くよう取組を進めます

また、本市の不登校児童生徒数[※1]の実態は、平成23年度からの27年度までの5年間で、111人、117人、92人、122人、113人と推移しています。これを、出現率(1000人当たりの不登校児童生徒数)で比較してみると、小学校はほぼ全国並みですが、中学校はやや高めの傾向が示されています。〈P28資料3〉

【具体的な事業】

- 大府市いじめ防止基本方針作成
- 適応指導推進会議の充実
- ・心の教室相談員配置
- 大府市不登校事例研究会活動
- 適応指導教室(レインボーハウス<P29 資料 4>)との連携
- 適応指導教室へのスクールカウンセラー配置・拡充
- 要保護児童対策地域協議会 *
- 児童虐待防止シンポジウム *

※1 不登校児童生徒数

欠席日数が1年間で30日以上ある児童生徒のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しない、あるいはしたくともできない状況にある者で、病気や経済的な理由による者を除いたもの。

(5) 福祉教育の推進

「福祉」は、「『ふだんの くらしの しあわせ』を実現させる営み」であるとも言われ、「自分の幸せ」と共に「他の人の幸せ」も大切にすることが求められます。つまり、「福祉」とは、自分だけでなく、周りの人のことも大切に思い、一人一人それぞれの人の考え方、生き方を尊重し、「共に生きる力」を培うことであると言えます。

年少者も高齢者も、障がいのある人もない人も、国籍や言葉の異なる人も、すべての人々が誇りをもち、心豊かで幸せな生活を送ることができるようにすることが福祉教育の目指すところです。言い換えると、福祉教育は、全ての人がかけがえのない存在として尊ばれ、差別や排除されたりすることなく社会生活の中で共に支え合い、一人一人が生きる喜びを感じることができるよう、「共に生きる力」を育むことを目標とした教育でもあります。

そのために、学校が地域社会と連携しながら、子どもたちが互いに人間的に成長し合えるように取組を進めていくことが重要です。社会福祉協議会と連携して作成した福祉実践教育プログラムをもとに、子どもたちが、障がい者や高齢者などとの出会いやふれあい体験などを通じて、生命の尊厳や人間の生き方について学び、それぞれの立場や心情を思いやり、互いに支え合うことの素晴らしさに触れることができる福祉教育を推進します。

【具体的な事業】

- ・福祉実践教育プログラムの作成と実践
- 福祉実践教室
- 社会福祉協議会との連携、協働

2 個に応じた教育の推進

(1) 確かな学力の育成

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちには、確かな学力を育成することが重要です。確かな学力とは、知識や技能に加えて、自分で課題を見付け、自ら学び、主体的に判断し、 行動し、よりよく課題解決する資質や能力などを含めた力です。体験的・問題解決的な学習を 積極的に取り入れた指導の工夫・改善を通して確かな学力を育成します。

また、各教科における基礎的・基本的な知識や技能の確実な習得を図るとともに、習得した知識や技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力などを育成します。自らの考えや思いを整理し、まとめ、表現するために必要となるのは言語に関する力です。国語を始めとする各教科で、その特質に応じて記録、説明、批評、論述、討論などの学習活動を充実させ、文章や資料を読んだ上で知識や経験に照らして自分の考えを整理し、表現するなどの言語活動を充実させていきます。このようにすることで、子どもたちの内面にある言葉の世界を押し広げ、自らの考えを深めることにつなげていきます。

【具体的な事業】

•全国標準学力検査及び全国学力学習状況調査の分析と対応<P29 資料 5>

(2) ICT教育の推進

教育における I C T (情報通信技術) の活用は、子どもたちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や子どもたちの主体的・対話的で深い学び[※1]を実現する上で効果的です。その結果、一人一人の子どもたちの能力や特性に応じた「個別学習」や、子どもたちが教え合い学び合う「協働学習」の効果的な実施が可能になります。さらに、特別な支援を必要とする子どもたちに対して、障がいの状態や特性などに応じて活用することは、各教科や自立活動などの指導においても極めて有用です。

近年、ICT機器はその便利さから驚く速さで社会に普及しています。将来の大府市を担う子どもたちが、ICT機器を有効に活用できるようにするために、ICTリテラシー[※2]を高めていく必要があります。

また、自分自身の行為によって、情報がネットワークを介して瞬時に世界中に伝達され、予想しない影響を与えてしまうことや、対面のコミュニケーションでは考えられないような誤解を生じる可能性も少なくありません。このような情報社会の特性を理解し、適切な振る舞いができるよう、計画的な情報モラル教育を推進します。

【具体的な事業】

- I C T 教育環境の整備〈P29 資料 6〉
- ICT機器を活用した協働学習の展開
- ・情報モラル教育の推進

(3) 個を大切にした教育の充実

子どもたちの個性や可能性を伸ばしていくことが教育の営みです。そこで大切なのは、少人数の指導に加え、個々の子どもたちに寄り添いながら、学習や生活への意欲と自信を高めていくことです。そのために、個別指導、少人数指導、TT[※3]、グループ学習などの指導形態や指導方法を工夫し、個を大切にした指導を行います。一人一人の能力や適性に応じた教育を通して、子どもたちに確かな学力を身に付け、自己実現に向かって粘り強く努力しようとする気持ちを育てます。

教員による一方的な講義形式ではなく、 学習者の主体的な参加を取り入れた教授・学習法の総称。

情報通信技術を使いこなす能力。体験やメディアを通じて得られる大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定したり結果を表現したりする基礎的な知識や技能。

%3 TT

チーム・ティーチング(team teaching)の略。複数の教員が役割を分担し、協力し合いながら指導計画を立て、指導する方式のこと。

^{※1} 主体的・対話的で深い学び

^{※2} ICTリテラシー

また、本市では、スクールライフサポーター[*1]、通常学級特別支援員[*2]、特別支援学級補助員[*3]など市独自で各種支援員を手厚く配置し〈*P29 資料7〉、きめ細かな指導ができる体制づくりに取り組んできましたが、今後も保護者や子どものニーズに応じた教育の充実を図ります。

【具体的な事業】

・少人数指導・スクールライフサポーター等の支援員の配置

(4) キャリア教育の推進

キャリア教育は、子どもたちの自分らしい生き方・夢の実現に向け、社会的職業的自立に必要な能力や態度の育成を目標とするものです。そして、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程を経ることで、進路の選択・決定にとどまらず、将来、自立し、時代の変化に力強くかつ柔軟に対応していくことができる幅広い能力を身に付けることを目指すものです。そのために必要となるのは、学んだ知識や体験の量だけではなく、それらを結び付けて生活の中に活かし、決まった答えのない問題を解決していける力です。そして、その力は、知識や経験などを総合する学びによって身に付けていくものです。発達段階に応じたカリキュラムの中で職業や勤労について理解し、自分の生き方を考え、将来に向けての見通しをもつ子どもたちを育てるために、市内各企業の協力も得ながら、子どもたちが社会人・職業人として自立できるよう取組を推進します。

【具体的な事業】

- 発達段階に応じたキャリア教育
- 中学校職場体験活動事業

進路指導事業

・2分の1成人式[※4]



※1 スクールライフサポーター

小学校低学年(1~3年)の児童を対象に、児童の抱える不安やストレス等の緩和に向けた相談活動や学校生活全般の支援活動を行うために配置している支援員。(平成 28 年度 21 人配置)

※2 通常学級特別支援員

小学校高学年(4~6年)の通常学級に在籍している児童のうち、特に支援を必要とする児童を対象に、抱える不安やストレス等の緩和に向けた相談活動や学校生活全般の支援を行う(平成 28 年度 10 人配置)

※3 特別支援学級補助員

小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒を対象として、児童生徒の悩み、不安、ストレス等を和らげるように学校生活全般の支援活動を行うために配置している支援員。(平成 28 年度 20 人配置)

※4 2分の1成人式

成人の2分の1の年齢である10歳を迎えたことを記念して行われる行事。学校で行われる場合には、小学校4年生を対象に1~2月に開催することが多い。

(5) 経済的困窮児童生徒への支援の充実

厳しい経済状況が続く中、経済格差が教育格差につながり、教育格差が学びの力や進路選択に影響を及ぼして、更なる経済格差を生むという現実があります。経済的な問題を抱える子どもであっても、その希望する教育を受けて、他の子どもと同じ社会参加のスタートラインにつくことができるようにすることは、社会の責務であると言えます。

本市においても、要保護児童生徒と準要保護児童生徒の合計である就学援助対象者が小中学生総数に占める割合は、平成20年度と比較すると100人以上増加し〈P29資料8〉、経済的理由により学びたくても学べない子どもが存在し、こうした家庭への経済的な支援がより一層強く求められる状況です。

本市の未来を切り拓く子どもたちに必要な支援を行うために子どもたちが置かれている状況をきめ細かく把握して、就学援助費の支給拡充や奨学金の支給による財政面での支援を進めます。また、地域の教育力を活用した学習支援の在り方についても検討し、学習面での支援を充実します。

【具体的な事業】

- 就学援助費の支給拡充
- ・ 奨学金の支給

• 学習支援 *

(6) 特別支援教育・教育支援の充実

特別支援教育は、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人のもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。そのためには、個々の教育的ニーズに応じたきめ細かな対応が求められます。

本市における特別な支援が必要な児童生徒数は、通常学級に在籍する配慮が必要な児童生徒数と共に年々増加傾向にあります。また、特別支援学級は小学校に29学級、中学校に10学級、通級指導教室が小学校に3教室が設置されており(平成28年度)、特別支援学級の一人設置を推進してきたこともあり、年々増加傾向にあります。〈P30資料 9〉

本市では特別支援学級補助員や通常学級特別支援員など独自の人的配置を積極的に進めてきました。また、個別の教育支援計画[※1]も近隣市町に先がけて作成するなど、特別支援教育の推進に熱心に取り組んできました。

今後も、支援を必要とする子どもの状態に応じた学習環境の整備、教職員の指導力の向上を 図り、支援体制を充実します。

【具体的な事業】

- 教育支援体制の充実 ・個別の教育支援計画「すくすく」の活用
- 特別支援教育展(わくわく展)の開催
- 特別支援学級補助員の配置通常学級特別支援員の配置

※1 個別の教育支援計画

障がいのある児童生徒の一人一人のニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考えの下、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを通じて一貫して的確な支援を行うことを目的として作成される。支援の必要な児童生徒一人一人のニーズを適切に把握し、支援目標を明確にして、学校や保護者、関係機関との共通理解を図り、連携しながら生涯をとおして一貫した支援を行っていくためのツールとして活用される。

(7) 多文化共生社会の実現に向けた教育の推進

社会の国際化への動きは、本市においてもその速度を増しており、少子化に伴う労働力不足の進行と共に、外国人の市民が増加することが予想されます。また、現在、転入している外国人の市民は定住化する傾向が進んでおり、今後も増加傾向が続くと考えられています。このような状況の中、日本語指導をはじめ様々なサポートが求められており、多文化共生社会の実現に向けた教育を一層推進していく必要があります。〈P30資料10〉

また、それぞれに違う文化や習慣をお互いに理解し、尊重していく多文化共生の視点に立ち、 自らの考えをしっかりと相手に伝えるコミュニケーション能力を育てていくことも大切です。 中学生対象に行っている海外派遣事業は、姉妹都市であるポートフィリップ市との交流を通 じて、国際感覚のある、心豊かな生徒の育成を目指すものです。

また、小学生を対象に行っている都市間交流事業は、友好都市である遠野市との交流を通じて、異なった土地の自然、文化、伝統に触れることにより、心の豊かさを育み、今暮らしている大府市への理解を一層深める絶好の機会です。

さらに、平成32年度からの小学校中学年での外国語活動実施や高学年での教科化に向けて英語によるコミュニケーション能力を高めるため、外国語指導助手(ALT)を活用し、担任や専科教員と連携した指導体制により、外国文化や生活習慣を理解させ、国際理解教育を推進します。

新たに編入してきた外国籍児童生徒に対しては、就学前後の支援を中心に取り組んでいきます。学校で困らないための支援として、日本語母語指導員を派遣したり、外国語への翻訳文書作成の支援を進めたりします。また、関係課と連携しながら、学校が必要とする外国語の指導員を拡充させ、学習支援を推進します。

【具体的な事業】

- 中学牛海外派遣事業
- 小学生都市間交流事業
- 外国語指導助手(ALT)の配置
- ・ 国際理解教育の推進

- 日本語指導員の派遣
- 外国人児童生徒のための翻訳文書作成
- 外国人児童生徒の就学への支援 *
- 日本語教室 *

3 健康・体力づくりの推進

(1) 健康づくり教育の推進

健康は人が自己実現を図るための根幹であるとともに、社会の活力を生み出すのに欠くことのできない資源と言えます。しかし、社会の変化に伴い、大人や子どもを取り巻く環境にも変化が生じ、不適切な生活習慣が原因となる生活習慣病が社会的に大きな課題となっています。適切な生活習慣の素地をつくるためには小中学生の時期が大切であり、家庭と連携しながら、教育活動を通して「健康観」の育成や「健康であるための行動」の基礎を培うことが求められます。

全国調査で「朝食を毎日食べていますか」の問いに対して「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」と答えた割合は、全国平均が小学5年生95.4%、中学3年生93.3%に対して、本市は小学生が96.4%、中学生が95.7%でした。〈P28資料 2〉

また、歯科検診による「う歯被患率」は、全国平均が小学5年生51.2%、中学2年生39.6% に対して、本市は小学生が45.8%、中学生が20.2%で、フッ化物洗口の成果が表れています。 < P30 資料11>

こうした実態調査の結果も活用しつつ、大府市の子どもたちの優れている点や強化したい点を明らかにしながら、子どもたちが自分の健康に関心をもち、進んで健康づくりに励んでいけるような「健康都市おおぶ」にふさわしい健康教育を推進します。〈P32 資料参照〉

【具体的な事業】

- 健康賞の授与フッ化物洗口良い歯の子表彰
- ・健康づくりチャレンジの実施 * ・学校保健会との連携

(2) 体力づくりの推進

現在、スポーツに親しむ子とそうでない子の二極化や外遊びの減少が問題となっています。「平成27年度全国体力・運動能力調査結果」の体力合計点を見ると、本市の中学2年生の男女と小学5年生の男子は全国平均以上ですが、小学5年生の女子は全国平均に届いていません。 <P31 資料 12>

体力低下の原因は、運動する経験の不足が考えられます。そこで、部活動を含め、学校での 運動経験が一層大切になってきていると言えます。学校体育においては、運動する楽しみや喜 びを味わわせることにより、生涯にわたって、運動に親しむ資質や能力を育てる必要がありま す。そのため、学習指導要領の趣旨を活かした指導計画を作成するとともに、教員の指導力を 向上させ、できたという実感が味わえる授業実践に努めます。

さらに、家庭や関係課・市内の大学とも連携し、子どもの体力の維持向上を図り、体力づくりを推進します。

【具体的な事業】

- 体力・運動能力調査の実施・分析・対応
- 部活動指導事業

- 小学校陸上競技大会
- 中学校部活動への指導者派遣
- ・大府市スポーツ推進計画の実践 *

(3) 食育の推進

栄養バランスのとれた食生活は健康維持に欠かせないものです。しかし、近年、ライフスタイルの変化に伴って、食の簡便化、外食産業の増加等、食を取り巻く環境が大きく変化しています。こうした背景の中、食品の安全性、伝統的な食文化や地域の産物等を理解し、望ましい食習慣を身に付け、食を大切にする心を育むことが必要です。

中でも、学校給食は、食育推進の中心的な役割を果たしています。本市は知多5市5町で、唯一の自校調理方式を採用しています。利点は、良質で美味しい給食の提供や食物アレルギーに対応した除去食等、きめ細かな対応を継続して行えることです。今後も、学校給食の充実に努めていきます。

また、学校においては給食を生きた教材として望ましい食行動がとれるように指導するとともに、学級活動、家庭科などで栄養教諭と担任でTTによる食育の指導を計画的に行うなど「大府市小中学校食育推進の指針」に基づき、食育を推進します。

【具体的な事業】

- 自校調理方式による給食提供
- 大府市小中学校食育推進の指針実践
- 計画的な給食室増改築
- ・食物アレルギー対応給食調理員の配置
- こども料理コンクール「ビストロおぶちゃん」の実施*
- 学校給食懇談会開催
- 給食教室開催
- 給食調理員研修

4 社会に貢献しようとする態度の育成

(1) 郷土を愛する心の育成

全国調査によると、「今住んでいる地域の行事に参加していますか」の問いに、「あてはまる」と「どちらかといえばあてはまる」を合わせた数字は、全国の平均は小学6年生67.9%、中学3年生45.2%に対して本市の小学生は72.9%、中学生は51.8%と、地域と関わりをもつ子どもは多いことがうかがわれます。ところが「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」の問いに対して肯定的に答えたのは全国平均は小学6年生70.6%、中学3年生65.8%に対して、本市は小学生69.8%、中学生61.9%でした。地域行事に参加するだけでなく、大人とのコミュニケーションを通して様々な課題に気付いたり、学校教育活動で大府市の良さを学んだりして、郷土を愛し、関わりをもとうとする意欲を育てることが大切で、引き続き地域と連携した取組を推進します。

【具体的な事業】

- 小中学生ボランティアの地域行事参加
- 世代間交流事業の推進(寿大学等) *
- こどものまちの開催 *
- ・ 総合的な学習における外部講師の活用
- 主権者教育の推進

(2) 青少年健全育成の推進

次代を担う青少年が、健やかでたくましく、のびのびと育つことは、すべての人々の願いであり、本市の将来都市像「みんな輝き 幸せ感じる 健康都市」の実現を図るうえで重要な課題です。幼年期・少年期を経て成長する青少年の自立の意欲を支え、生き生きと活動できるように支援するには、家庭・地域・学校が互いに連携しながら、責任をもってそれぞれの役割を果たしていく必要があります。

青少年にとっては、家庭や地域の人との触れ合いが多ければ多いほど生活の充足感は強く、 青少年に期待している思いやりの心や行動力、協調性などは、学校生活だけでなく、家庭や地 域の人との触れ合いの中で培われていきます。青少年の健全育成に係る教育の基盤は家庭にあ ること、ならびに地域社会にはこの親の責務を支援する役割が期待されていることを強く認識 し、関係する組織や団体、個人がそれぞれの立場で責任を果たしつつ、相互に協力し合うことが重要です。本市では、青少年の問題行動の未然防止や児童虐待を防止するために、非行防止対策、不登校の未然防止対策、教育相談など様々な施策を関係課と連携しながら推進します。

【具体的な事業】

- 放課後児童健全育成事業 * 〈P32 資料 14〉
- 牛徒指導推進事業
- 青少年健全育成 *
- 大府市青少年問題協議会及び各専門部会との連携
- •「くちなし便り[※1]」による家庭教育支援 *

(3) 防災・安全教育の推進

学校における安全教育の目標は、日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、自他の生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てることです。

これまでも、学校においては安全管理・組織について体制を整備するとともに、安全教育の 充実に向け取り組んできましたが、学校や通学路で不審者により子どもたちに危害が加えられ る事件や交通事故は毎年のように発生しています。また、東日本大震災や熊本地震の甚大な被 害は記憶に新しいところです。さらに、台風や大雨による土砂災害等も毎年のように発生して います。このような中、今後も事件・事故・災害の発生が危惧されており、子どもたちへの安 全教育の重要性が高まっています。

このため、学校では生活安全・交通安全・災害安全など多岐にわたる安全教育を計画的に行い、子どもたちが自他の生命尊重を基盤として、自ら安全に行動し、他の人や社会の安全に貢献できる資質や能力を育成することが必要で、関係課と連携して安全教育を推進します。

【具体的な事業】

- 交通安全教室 * · 交通安全子供自転車大会[※2]参加 *
- 防災講演会 *
- 地域防災スクール事業(ぼうさいスクール・ぼうさい体験ラリー)*
- 地域総ぐるみ防災訓練への中学生参加

(4) 環境教育の推進

温暖化や自然破壊など地球環境の悪化が深刻化し、環境問題への対応が人類の生存と繁栄にとって緊急かつ重要な課題となっています。豊かな自然環境を守り、未来に引き継いでいくためには、エネルギーの効率的な利用など環境への負荷が少なく持続可能な社会を構築することが大切です。そのために、国民が様々な機会を通じて環境問題について学習し、自主的・積極的に環境保全活動に取り組んでいくことが求められており、特に21世紀を担う子どもたちへの環境教育は重要です。

※1 くちなし便り

共働きで昼間の家庭教育講座に出席しにくい親のために、宅配というスタイルをとった家庭教育支援の取組。 昭和61年にスタートした。

※2 交通安全子供自転車大会

全日本交通安全協会、警察庁が主催し、児童生徒の自転車事故防止活動の一環として、昭和 41 年から行われてお

り、本市では毎年小学校1校がこの愛知県大会に出場している。

環境教育は知識の習得にとどまらず、地域の身近な問題に目を向けた内容を取り上げ、身近な活動から学習を始めることが有効です。また、環境保全のための取組は、食べ物を残さないことやごみの分別・リサイクルなど日常生活の中でも意識的に行うことが求められています。家庭や地域社会と積極的に連携し、学校で学んだことを家庭や地域社会での生活に活かすことができるよう配慮しながら環境教育を推進します。

【具体的な事業】

- 環境学習出前講座 *
- 地域清掃活動参加
- 児童農業体験活動 *
- 小中学校野外活動
- FBC(フラワーブラボーコンクール)活動【東山小・共和西小・石ヶ瀬小】

5 幼保児小中連携教育(きらきら教育)の推進

(1) 幼稚園・保育園・児童(老人福祉)センター・小中学校の連携充実

幼児期から小学校、小学校から中学校への移行にあたって、子どもたちの成長・発達は連続しているにもかかわらず、指導者の認識のずれや指導方法・生活リズムの変化などにより、子どもにとっては大きな段差に感じられることが多くあります。そこで、幼保→小→中の接続が子どもたちにとってスムーズな、段差のない教育が求められます。

また、市内の幼稚園・保育園・児童(老人福祉)センター・小中学校が共通の願いをもち、その実現のために同じ方向を向いて進んでいくことも重要です。この共通の方向をまとめたものが大府市幼保児小中連携教育の指針「きらきら」です。これからは、この「きらきら」を一層強く意識した同一方向の教育を進めていかなくてはなりません。

さらに、発達段階に応じて知・徳・体をバランスよく 身に付けさせることも求められます。「きらきら」には、 礼儀、姿勢、生活習慣、聞く・話す・書くなどについて、 各段階で身につけさせたい力を系統的にまとめてあり ~きらきら10(テン)~
☆命を大切にします
☆思いやりのある行動をとります
☆お互いの良さを認め合います
☆夢や希望をもちます
☆自ら学びます
☆健康づくりに努めます
☆より良い生活習慣を身につけます
☆ルールを守ります
☆マナーを身につけます
☆あいさつで心豊かに過ごします

ます。これを学校・園がきちんと共通理解をし、同一歩調の指導に当たることが大切です。

段差がなく、同一方向を向き、同一歩調の教育を進めるため、幼稚園・保育園・児童(老人 福祉)センター・小中学校の、一層の連携を図ります。

【具体的な事業】

- 幼保児小中連絡会議
- 中学校区幼保児小中連携委員会
- ・市内一斉あいさつ運動
- ・ 園児、児童・生徒の交流活動促進
- ・授業参観等を通した教職員の交流促進・あいさつ運動の励行 *
- •「幼保児小中連携教育の指針」(きらきら)の見直し

(2) 保護者や地域との協働

きらきら教育を進めるのは学校・園だけではありません。家族や地域の大人たちとのふれあい、あいさつの励行、ルールやマナーの定着など、保護者や地域との協働が求められる内容は多くあります。きらきら教育を推進していくための啓発や連携のあり方を保護者や地域と協議し、実効性のある連携を進めます。

【具体的な事業】

- 義務教育推進協議会による検討
- きらきら教育の啓発
- 地域ネットワーク会議
- きらきらチャレンジ推進
- PTA活動との連携
- 家庭教育講座 *

6 教育環境の充実

(1) 特色ある学校づくり

それぞれの学校には、長い時間をかけて醸成されたその学校独自の文化とも言える校風があります。その校風は、時代の要請に応えながら改定を重ねてきた学習指導要領を核として、その学校に赴任した歴代の教職員と、学校を支えてきた地域住民や保護者、児童生徒によって築かれてきたものです。そのため、この校風は地域住民や保護者の誇りであるとともに、地域から期待される学校像でもあります。学校はその期待を具現化することが特色ある学校づくりの第一歩であることを認識し、その実現に取り組んでいくことが大切です。そのために、校風となっている学校文化を基盤として子どもたち一人一人を大切にした創意工夫に富んだ教育活動を構築し、教職員の総力を結集して、地域住民や保護者の期待に応えていきます。

また、特色ある学校づくりを推進していくために、学校の教育活動の様子を広く保護者や地域住民に知らせるとともに、保護者や地域住民との信頼関係に立脚した連携を進め、多様な主体との合意形成と参画をもとに教育活動を推進します。

【具体的な事業】

- 学校評価の活用学校評議員制度の実施
- ホームページや学校だよりによる教育活動の発信
- 研究指定推進事業

(2) 安心・安全な学校づくり

子どもたちにとっては安心して学校生活を送ることができ、保護者にとっては安心して子どもを通わせることのできる学校にすることは学校経営の基本です。そのために、まず安全な教育環境を実現することに注力します。登下校を含めて子どもたちが安全な学校生活を送るために、いかなる事件や事故、災害に対しても「想定外」を理由とすることなく、地域や関係機関と連携を図りながら、事件や事故、災害被害を未然に防ぐことに全力を注ぎます。

その一方で、事件や事故、災害から身を守ることの重要性を子どもたち一人ひとりが理解し、

避難訓練や不審者対応訓練などの訓練を通して実践する力を高める必要もあります。そして、 実践的な訓練と特別活動等における安全教育を有機的に結び付け、子どもたちが災害や不審者 に遭遇したとき、自ら考えて行動することで、自分の安全を守ることができる力を身に付けさ せます。

【具体的な事業】

- 学校危機管理マニュアルの見直し学校メルマガによる情報提供
- 学校防災体制の整備
- 災害対策支部総点検 *
- 校区安全マップの作成
- 交通指導員の配置 *
- ・地震・風水害など災害に対する避難訓練
- 養護教諭補助員の配置

(3)教育施設・環境の整備

児童生徒数の今後の推移を見極め、施設設備の充実と老朽化対策を適宜進めます。大規模校 では特別教室の学級あたりの利用回数が少なくなるなど、学校規模による教育の差が見られま す。また、建設から長年経過した校舎を使っている学校では、施設や設備が老朽化して使いに くかったり、危険であったりして、学校の施設設備による教育の差が見られます。義務教育の 基本原則である教育の平等を実現し、様々な教育の差を解消することは、教育行政として喫緊 の課題です。また、インクルーシブ教育[※1]の推進に当たり、エレベーターや多目的トイレ の設置など、障がいのある子どもが安全で快適な学校生活を送ることができるような整備を進 め、学校におけるバリアフリー化を推進していきます。

また、学校の体育館が災害時の避難所となることを想定し、関係部局と調整しながら、避難 所としての機能を高め、大勢の避難者の生活に支障をきたさないように施設を整備していきま す。具体的には、現在あるトイレの整備を進める一方、避難者の中に高齢者や障がい者がいる ことを想定して、多目的トイレの設置などのバリアフリー化を検討します。体育館は夜間や休 日に社会体育の場として利用されているため、いつ災害が起きてもその場にいる人の安全を確 保し、速やかな避難所開設ができるように関係部局と連携して整備を進めます。

【具体的な事業】

- 計画的な学校施設整備緑の基本計画の推進 *

(4) 教職員の資質向上

いじめや不登校、特別な教育支援が必要な児童生徒の増加など、子どもたちを取り巻く環境 は今までに増して複雑化・深刻化しています。また、家庭に起因する問題への対処や地域活動 に関連した教育の推進など、学校に求められる役割は次第に拡大されています。さらに学習指 導要領改訂のたびに教育の質的充実が叫ばれ、学校及び教職員には常に新たな教育課題への対 応が求められています。

※1 インクルーシブ教育

障がいのある者とない者が共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方

このような現状に対応するために、教職員個々の指導力を向上させることはもとより、教職員組織としての指導力を高め、チーム学校としての教育力を充実させることが重要です。教育課程の推進や児童生徒の指導に当たっては、学校が組織として機能することで、児童生徒一人一人の教育を充実させることが求められています。そのために、温かい人間関係を前提とした機動性のある教職員集団の育成を目指し、教職員一人一人が自己研鑽に努めるとともに、その能力を発揮できる職場環境の実現を推進します。

【具体的な事業】

- 今日的課題に対する教員研修の充実
- 現職教育事業

• 教育研究発表会

- 大府市教職員研修事業
- ・主体的・対話的で深い学びを目指した授業改善

(5) 教職員の多忙化解消支援

子どもたちに質の高い教育を提供するためには、教員が学習指導要領に記された内容の指導に専念し、余裕をもって事前の準備や事後の振り返りをすることが大切です。その一方、国際調査からは、日本の教職員が勤務時間外にする仕事の多さが浮き彫りになっています。この課題の解決に向けて、教員が児童生徒にしっかりと向き合い、一人一人の成長を支援することができるように教職員を取り巻く環境整備を進めていきます。

具体的には、教育委員会や各学校が行っている会議や調査、研修などを見直し、重複していることや他で代用できることを精査することを繰り返して、勤務時間を有効に活用できる取組を進めます。また、児童生徒の指導に当たっては、教員を支援する多様なスタッフの確保を進め、個々の教員が余裕をもって授業やその他の指導ができるようにすることで、児童生徒によりよい教育が提供できるように努めます。さらに、学校事務の共同実施を一層進めるとともに校務分掌の見直しや担当の割当を検討し、教員が抱える業務を分散、平準化するように注力します。

その一方で、教職員の意識改革を進め、効率的で計画的な仕事をすることの重要性を浸透させていきます。管理職による日常的な指導と合わせて面談などの機会を活用して、自分の仕事の仕方を振り返る場を設け、教職員が心身共に健康で職務に専念できる職場の実現に努めます。

【具体的な事業】

- 教職員安全衛生委員会の開催
- 学校産業医による巡回指導
- 教職員メンタルヘルス相談
- 教職員ストレスチェック
- 地域ボランティアやNPOなどによる学校支援



第4章 計画の進行管理

1 計画の推進にあたって

(1) 進捗状況の把握

本計画の推進のために実施する施策については、定期的な点検とその結果のフィードバックによる進行管理を毎年度行います。本計画の進行管理にあたっては、成果目標やそれに関連する指標を設定し、義務教育推進協議会においても取組の経過を報告し、委員の意見を次年度の改善策につなげながら目標の達成を目指します。

本市では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条[※1]の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務について、外部評価委員による「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」を行っています。その点検・評価の結果については教育委員会のホームページを通して公表します。

児童生徒の健やかな成長を育む取組は、教育委員会のみならず、子育て、地域づくり、福祉、環境など様々な分野を所管する他の部局においても行われます。より効果的で連携の取れた取組が可能となるよう、関係部局と共に相互の連携を密にした進捗状況の把握を行います。

(2) 目標値の考え方

6つの施策の方向性の下、すべての施策に成果指標を設定し目標値を定めました。第5次大府市総合計画及び平成28年度を計画の最終年度とする第1次大府市教育基本計画に成果指標が掲げられている施策については、その目標値が未達成なものについては同目標値を引き継ぎ、達成しているものについてはその達成状況を分析し、さらに高い目標値を設定しています。

(3) 計画の見直し

現代における社会経済状況の変化はめまぐるしいものがあり、教育を取り巻く課題も日々変化しています。その結果、教育に対する市民のニーズも多様化することが予想されます。そのため、計画期間中に状況の変化や、新たに対応すべき課題が生じた場合は、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

^{※1} 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

² 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うにあたっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用するものとする。

2 成果指標の設定

現状値(平28)の※印は、平成27年度実績

☆命を大切にする豊かな心の育成

施策	成果指標	評価対象	現状値	目標値
ル 衆		計劃別家	(平28)	(平32)
命の大切さを実感させる教育の推		小学生	75.6%	85.0%
進	の割合	中学生	73.4%	85.0%
道徳教育の推進	「人が困っているところを見かけたら、助けてあげ	小学生	80.1%	90.0%
追応教育・万世歴	る」と回答した児童生徒の割合	中学生	85.9%	90.0%
人権教育の推進	「いじめはどんな理由がってもいけないことだと思	小学生	96.5%	100.0%
八惟秋月7万田建	う」と回答した児童生徒の割合	中学生	91.5%	100.0%
いじめ・不登校・虐待への対応	不登校率	小学生	% 0.57%	0.25%
() () () () () () () () () ()		中学生	% 3.58%	2.5%

☆個に応じた教育の推進

施策	成果指標	評価対象	現状値 (平28)	目標値 (平32)
確かな学力の育成	全国学力・学習状況調査で全国平均点に達してい	小学6年生	1/4	4/4
(唯分がよ子グ)(グ) 自成	る科目数	中学3年生	3/4	4/4
ICT教育の推進	ICT機器を活用した実践事例数	小学校	※ 380	600
101 教育》加速	101機能を信用した夫践事例数	中学校	※ 158	250
個を大切にした教育の充実	 「学校の授業がわかる」と回答した児童生徒の割合	小学生	X 89.8%	95.0%
	「子仪り及来が40かで。」と回答した九里王使り前日	中学生	※ 79.4%	90.0%
キャリア教育の推進	「将来の夢や目標をもっている」と回答した児童生	小学生	% 85.8%	95.0%
1 イプグ 教育 2万田連	徒の割合	中学生	※ 74.8%	80.0%
経済的困窮児童生徒への支援の 充実	奨学基金寄附金		130 ∓ฅ	200 千円
特別支援教育・教育支援の充実	特別支援学級補助員などの支援員の人数 (学校の要望に応じて適正配置)		52人	増員
多文化共生社会の実現に向けた	英語指導助手(ALT)の派遣時間数	小中学校	10,490 時間	17,290 時間
教育の推進	英語検定3級以上の合格率	中学生	70.0%	80.0%

☆健康教育・体力づくりの推進

施策	成果指標	評価対象	現状値	目標値
旭 水		計画列家	(平28)	(平32)
健康づくり教育の推進	肥満度20%以上の児童生徒の割合	小学生	5.3%	4.5%
(世) アイソ教育 (力田)	加侧反20 /0以上>>分量主從>>部日	中学生	7.5%	5.5%
		小学5年男	4/8	8/8
 体力づくりの推進	体力運動能力テストで全国平均値に達している種 目数	小学5年女	2/8	8/8
体力力でが発展		中学2年男	5/8	8/8
		中学2年女	3/8	8/8
食育の推進	給食残食率(各年度の3月の残食率)	小学生	% 0.48%	0.0%
及月1/71世紀	相及以及平(在十次の3月の沈良平)	中学生	X 0.24%	0.0%

☆社会に貢献しようとする態度の育成

施策	成果指標	評価対象	現状値	目標値
		計画別家	(平28)	(平32)
郷土を愛する心の育成	「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心	小学生	69.8%	80.0%
	がある」と回答した児童生徒の割合	中学生	61.9%	80.0%
青少年健全育成の推進	「いつも社会のルールやマナーを守っている」と回	小学生	% 92.0%	95.0%
月少 中陸王月	答した児童生徒の割合	中学生	※ 94.0%	95.0%
防災・安全教育の推進	日本スポーツ振興センターの申請件数の割合	小学生	% 11.9%	10.0%
例及・女生教育の推進	日本ハル・万派典ピング・の中請什么の割日	中学生	% 17.4%	15.0%
環境教育の推進	「環境問題について日頃から意識している」と答え	小学生	_	80.0%
	た児童生徒の割合	中学生	_	80.0%

☆幼保児小中連携教育の推進

施策	成果指標	評価対象	現状値	目標値
ル 水	双 术 钼 烷		(平28)	(平32)
幼稚園・保育園・児童(老人福祉)	きらきらチャレンジの参加率	小学生	% 64.0%	90.0%
センター・小中学校の連携充実	さらさら、ヤレンンの参加平	中学生	% 39.1%	90.0%
保護者や地域との協働	「学校は積極的に家庭や地域との連携・協力に努めている」と回答した保護者の割合	保護者	※ 91.0%	95.0%

☆教育環境の充実

施策	成果指標	評価対象	現状値	目標値
	灰 木 拍 标	計画刈家	(平28)	(平32)
特色ある学校づくり	「学校は、特色ある学校づくりを行っている思う」と	保護者(小)	88.5%	95.0%
内区の分子区ラベッ	回答した保護者の割合	保護者(中)	89.7%	95.0%
安心・安全な学校づくり	地域のボランティアによる学校内外の巡回参加人	小学校	1,996人	2,200人
安元·安至4年仅 2人5	数	中学校	561人	700人
教職員の資質向上	学習に対する児童生徒の興味・関心を高めるために「タブレットや電子黒板等を活用して資料等を効	教員(小)	75.2%	90.0%
教職員の真真円工	果的に提示することができる」と回答した教職員の割合	教員(中)	63.1%	90.0%
教職員の多忙化解消支援	1ヶ月あたりの時間外勤務の時間数が80時間を超	教職員(小)	10.1%	5.0%
	える教職員の割合	教職員(中)	89.7%	80.0%